

松江市ガス事業譲渡先選定委員会条例

令和5年12月28日

松江市条例第44号

(設置)

第1条 本市のガス事業を譲渡するに当たり、都市ガス事業を将来にわたって継続・発展させることができる譲渡先事業者（以下「譲渡先」という。）を選定するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、松江市ガス事業譲渡先選定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 譲渡先の選定基準の策定に関する事項
- (2) 譲渡先の資格審査に関する事項
- (3) 譲渡先の提案の審査及び評価に関する事項
- (4) 譲渡先の選定に関する事項
- (5) 前各号に掲げる事項のほか、市長が必要と認める事項

(組織)

第3条 委員会は、委員5人以内をもって組織する。

- 2 委員は、学識経験を有する者のうちから市長が委嘱する。
- 3 委員は、前条の諮問に係る調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

(会長)

第4条 委員会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、会長が招集する。ただし、委員の委嘱後最初に開かれる委員会の会議は、市長が招集する。

- 2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 委員会の会議は、会長が議長となる。
- 4 委員会の会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、総務部において処理する。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。